

2017年1月30日
京成バス株式会社

「育児をしながらバス運転士もしっかり続けたい」 そんな運転士のために
『育児短時間ダイヤ制度』を新設しました

京成バス（本社：千葉県市川市、社長：齋藤 隆）は、運転士が育児をしながら運転業務を継続できるよう、2017年1月に『育児短時間ダイヤ制度』を新設しました。



これは、京成バスが推進する「女性運転士が気持ち良く働ける職場づくり」の一環として、女性運転士が出産後に退職することなく、勤務を継続できる環境を整える目的で新設したものです。

この制度は、3歳に満たない子を養育する運転士が対象で、制度適用の申し出を受けた後、所定労働時間が6時間以内、かつ日中時間帯に出退勤が完結する「育児短時間ダイヤ」を作成し、勤務を割り当てます。

京成バスは「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の中で、2016～2018年度の間、「女性運転士（パート含む）を毎年12名以上採用し、2018年度の年間採用者に占める女性運転士の比率を10%以上とする」という目標を掲げ、これまでも女性専用の休憩所やロッカールーム、仮眠用ベッドの設置等を進めるなど、女性運転士の積極採用に努めてまいりました。その結果、女性運転士の在籍人数は、2013年度末の22名から2017年1月現在42名にほぼ倍増しています。

育児短時間ダイヤの概要は次頁のとおりです。

『育児短時間ダイヤ制度』について

1. 対象者

3歳に満たない子を養育する運転士（男女ともに対象）

2. 制度の概要

- (1) 3歳に満たない子を養育する運転士から「育児短時間勤務」適用の申し出を受けた後、「育児短時間ダイヤ」を作成します。
- (2) 「育児短時間ダイヤ」は所定労働時間を5時間45分以上6時間以内とし、午前8時から午後6時の範囲内に出退勤が完結するものとした上で、保育所の保育時間等を考慮してダイヤを作成します。

3. 経緯

- ・「育児・介護休業法」は、3歳に満たない子を養育する労働者に対し、1日の所定労働時間を原則として6時間とする「短時間勤務制度」を設けることを定めていますが、京成バスでは勤務形態等を考慮し、同法に基づき、労使協定により運転士を制度の対象外としていました。
- ・一方、京成バスは「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の中で、2016～2018年度の間、「女性運転士（パート含む）を毎年12名以上採用し、2018年度の年間採用者に占める女性運転士の比率を10%以上とする」という目標を掲げており、「女性運転士が気持ち良く働ける職場づくり」を推進するため、今回の法改正にあわせ「育児短時間ダイヤ制度」を新設しました。

4. 女性運転士の採用・在籍状況の推移（パート運転士含む）【参考】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度※
採用人数	5名	9名	11名	10名
在籍人数	22名	27名	35名	42名

※2017年1月現在の人数

以 上